

2020年3月16日

学校教育研究科修士論文執筆要領

麗澤大学大学院学校教育研究科の修士論文の作成については、以下の内容に準拠して執筆すること。

(使用言語)

1. 修士論文の論述は、日本語のみとする。

(書式と字数)

2. 修士論文の論述は横書きとする。
3. 上記論文は Microsoft Word により作成する。
 - (3-1)日本語による場合のページ設定
 - 1 ページの文字と字数…A4 版用紙 1 枚につき 1 行 40 字×30 行
 - 字体と文字の大きさ…MS 明朝体、フォントサイズ 11
 - 余白の大きさ…余白のスペースは、上 35、下 30、左 30、右 30 とする(おおむね標準形)
 - ヘッダーは不要、フッターはページ番号を付する。
 - 脚注…ワードの挿入機能「脚注の挿入」を用いる(後述)。

(体裁、構成と注意事項)

4. 論文は、表紙 → 目次 → 序論 → 本論 → 結論 → 参考文献の順にし、表紙には題名(副題)、学籍番号、氏名、指導教員名等を記載し、後掲の書式にしたがって作成する。
 - (4-1)目次にはローマ数字の小文字(i, ii, iii, iv, v, vi, …x のように)でページ番号を記入する、
 - (4-2)論文全体には算用数字(アラビア数字)で 1 から通しのページ番号を中央下部ないし右下部に付ける、
 - (4-3)各章、節の冒頭部分は全角 1 文字分のスペースを入れる、
 - (4-4)本論は章節項などで構成し、‘1’、‘2.3’、‘4.5.6’ のような見出し番号とタイトルを付ける、
 - (4-5)各章の最後に章のまとめを付ける、
 - (4-6)結論は序論と本論で検証したまとめであり、自分自身の論旨の総括となる、
 - (4-7)参考文献等は、後掲の形式にしたがって作成すること。

目次のページ番号をローマ数字、本文を算用数字(アラビア数字)で表記する方法

1. 目次・本文間にセクション区切りを挿入

操作：目次となるページの最終行で、ツールバーの「ページレイアウト」⇒「ページ設定」⇒「区切り」⇒「セクション区切り」⇒「次のページから開始」をクリックする。

2. 目次側ページ番号の書式設定

操作：目次のページを表示させた状態で、ツールバーの「挿入」⇒「ヘッダーとフッター」⇒「ページ番号」⇒「ページ番号の書式」⇒番号書式「i, ii, iii…」を選択し「OK」をクリックする。

3. 本文側のページ番号の書式設定

操作：本文の先頭ページを画面表示させた状態で、ツールバーの「挿入」⇒「ヘッダーとフッター」⇒「ページ番号」⇒「ページ番号の書式」⇒番号書式「1,2,3…」を選択後、連続番号の中から「開始番号」に『1』を入力し、「OK」をクリックする。

このようにセクション区切りを入れることで、目次と本文を別々の文字でページ表記することができる。本文作成後に目次を更新しても、設定は引き継がれる。

(情報教育センターによるアドバイスによる。なおこれは MS-Word2010/2013 の場合)

(具体的な表記法)

5. 日本語による論述は新仮名遣い、常用漢字を用い、平易な口語体で記す。漢字の専門用語については、この限りではない。副詞、接続詞、連体詞、助詞は原則として平仮名、同音多義で誤読のおそれのあるものは漢字、送り仮名は活用語尾を送る。成語・慣用語(句)・固有名詞、数量的意味のうすい表記は漢字とする。たとえば、‘一般的’、‘一部分’、‘第三者’などである。ただし、19世紀、第1四半期などは例外とする。英語による投稿も自然で正確な表現を用い、ネイティブスピーカー等の校正を受ける。

6. ピリオド(.)、コンマ(,)は用いず、句点(。)と読点(、)を用いる。中グロ(・)は名詞並列の場合等に使う。欧文略字には J. M. Keynes のようにピリオドを用い、中グロは用いない。ただし、EC、IMF、OECD のようにピリオドを用いない表記が一般的な場合にはその慣例に従う。

7. 直接的な引用(文)は「 」を用い、“ ”(クォーテーションマーク)は欧文引用のみに用いる。

二重ヒッカケ『 』は、書名や重引用符に用いる。

述語および固有名詞の原綴りを書き入れるときは、パーレン()の中に欧文を記す。必要に応じてキッコー []、ブラケット[]を用いてもよい。

ダッシュは挿入句などの場合、2倍のものを使う。

ハイフオン-またはダブル・ハイフオン=はシラビケーションのほか、複合語や外国固

有名詞などに使う。

8. リーダー … は中略を表す場合に使う。

9. 人名は原則として原語で表記する。ただし、広く知られているもの、また印字の困難なものについてはこの限りではない。

10. 数式は別行に記し、末尾に通し番号を付ける。文中で使用する場合には特殊な記号を用いず、‘a/b’、‘exp(a/b)’などの表記法を用いる。数式は筆者による指定が重要であるので、複雑な場合は青色鉛筆で注意を書き入れてもよい。数字や記号をイタリックにする場合はイタリック表記かアンダーラインを付する。添え字(活字の格差)は、大、中、小と指定する。上ツキは a_e 、下ツキは x_y のように指定する。C、D、P、S、W など大文字と小文字の字形が同じものははっきりと区別する。ギリシャ文字 α (アルファ)、 γ (ガンマ)、 χ (カイ)、 ω (オメガ) と、アルファベットの a(エイ)、r(アール)、x(エックス)、k(ケイ)、w(ダブリュー)を区別する。

11. 本文中の論述に補足的な説明が必要な場合、特定の用語を使用した場合等には注を付けることができる。その場合は脚注形式とし、ワードの「参考資料」をクリックし、次に「脚注の挿入」(文書に脚注を追加する)をクリックすると、ページの欄外に所定の形式が付けられる(自動的に通し番号が付けられる)。

12. 数字は原則として、算用数字(アラビア数字)で横書きし、三桁ごとにカンマ(,)を付ける。

13. 図および表(写真を含む)には、‘図 1’、‘図 2’、‘表 1’、‘表 2’ のように通し番号を付ける。他の文献や資料から情報やデータ、図、表等を引用した場合にはその近傍に引用元を明記する。

(文中における参考文献の表記)

14. 文中で参照文献等を表記する際には、次のような要領で著者名と発行年を本文中にカッコ書きする(ハーバード方式、Harvard referencing)。

(14-1)単著の場合、…といわれている(Krugman 1996, p.63)。

(14-2)2名の場合、…といわれている(Johnson and Kaplan 1987)、(津曲・松木 1972)

(14-3)3名以上の場合、…といわれている(Ono *et al.* 2003)、(小野ほか 2003)

(14-4)同時に複数文献を参照・引用する場合、…といわれている(Cooper 1965; Young and Senior 1987)。→ アルファベット順の著者名。

(14-5)…といわれている(中西 1962; 番場 1968; 溝口 1981)。→ 50音(あいうえお)順の著者名。

(14-6)同一の著者の文献の複数引用の場合、…と主張する(Merchant 1968, 1990, 1995)、(速水 1964, 1980, 1997) → 出版年順。

(14-7)特定の文章部分を参照・引用する場合、…である(Keynes 1936, p.49)、(王 1995a, pp.59-62) → 著者名、発行年、ページを明記。

(巻末における参考文献の一覧掲載等)

15. 文中で参照した文献等は、巻末に一括して掲載する。

16. 文献一覧は欧文(海外)文献の部と邦文文献の部に分け、邦文は著者名を 50 音順に、英文に代表される海外出版物は著者のアルファベット順に並べる。さらに後者が共著の場合には、第一著者の姓によってアルファベット順とする。

17. 単行本については、著者名、発行年、表題、発行所をこの順で記し、書名を『 』書きする。欧文書については表題をイタリックにする。

18. 邦文の雑誌論文については、著者名、発行年、表題、雑誌名、巻号、ページをこの順で記し、表題を「 」, 雑誌名を『 』書きする。欧文論文の場合も前記に順ずるが、タイトルを” “ でくくり、雑誌名はイタリックにする(記載例参照)。そして、欧文、和文、単行本、雑誌論文を問わず、表題、書名、雑誌名等は省略しない。

(記載例)

Atkinson, A.A., J.H., Waterhouse, and R.B., Wells, (1997), “A Stakeholder Approach to Strategic Performance Measurement,” *Sloan Management Review*, spring, pp.25-37.

Barro, Robert. J. (1996), *GETTING IT RIGHT*, The MIT Press, (仁科和夫訳(1977)『経済学の正しい使用法』、日本経済新聞社).

Krugman, Paul (1996), *POP INTERNATIONALISM*, The MIT Press, (山岡洋一訳(1997)『クルーグマンの悪い経済学』、日本経済新聞社).

[文中と巻末文献一覧の表記の関係]

文中の表記

…デフレスパイラル脱却の策として、一定のインフレを意図的に惹起させることが有効であるという主張がある(Krugman, 1996, p.〇〇)。これをインフレターゲット論という。

巻末の表記

Krugman, Paul (1996), *POP INTERNATIONALISM*, The MIT Press, (山岡洋一訳(1997)『クルーグマンの悪い経済学』、日本経済新聞社).

Wernerfelt, Birger (1984), “A Resource-Based View of the Firm,” *Strategic Management Journal*, 5(2), 171-180.

浅沼万里(1997)『日本の企業組織 革新的適応のメカニズム』、東洋経済新報社.

今井賢一・小宮隆太郎編(1989)『日本の企業』、東京大学出版会

津曲直躬(1985)『原価計算論講義』、中央経済社.

長谷川泰隆(2000)「内部過程のマッピング射程 - The Resource-Based View of the Firm からの概念整理 -」『会計』第 157 巻第 6 号、68-82 頁。

林昇一・高橋宏幸編集代表(2003)『戦略経営ハンドブック』、中央経済社.

19. 同一年度に同一著者による文献が複数存在する場合は、発行時の昇順で配列し、発行年に a、b、c…を付記する。

【その他のサンプル】

①Article in book with editor:

Douglas, Mary (1967), “Primitive Rationing: A Study in Controlled Exchange” in Raymond Firth (ed.) *Themes in Economic Anthropology*, Tavistock Publications, London, pp.119-148.

②Edited Book:

Friedman, R. J., and M. M. Katz(eds.)(1974), *The Psychology of Depression*, Wiley, New York..

③Article in newspaper:

“Ex Maharaja poses problem,” *Statesman*, Calcutta, Nov. 13, 1960, p.1.

④Translated Title, Japanese:

Sawamura, Yoshihide (1984), *Kokukijiko no Jittai* (The Actual Situation of Flight Accidents, my trans.) Nippon Soushousha, Tokyo..

⑤No author, use title instead:

Current Biography (1976), Wilson, New York.

最近では電子媒体(インターネットや CD-ROM 等)も使われることが多い。この場合も、Web サイト、アドレス等の参照先(出所)、アクセスした日を必ず明記すること。

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>(2010/12/12 閲覧)

(その他の注意)

20. 剽窃(他人の文章や論説を盗み、あたかも自分のものとして発表すること)は絶対にしてはならない。直接引用、間接引用とも出典・出所を明示する。

21. 本要領に明記されていない事項については指導教員と相談し、社会通念に即した作法に従うこと(For other rare or special cases, please consult with your instructor.)。

付録『法律文献等の出典の表示方法[2014年版]』からの抜粋

以下は、税務関係の修士論文を執筆する際の参考とするために、「法律文献等の出典の表示方法[2014年版]」(法律編集者懇話会)全34頁から最初の数頁分を引用したものである。

著作物の引用と出所(出典)の明示

I 著作物の「引用」とは

学術研究の世界では、先人の業績の上に新たなケルンを立てていくという関係は古今東西変わっておりません。自然科学の分野では事柄の客観性、再現性を重視しており、いつの時点で発表したかという発表の時点によってその論証の評価が定まることがあり、他人の業績を引用することは大変重要とされています。

それでは社会科学ではどうでしょうか。内外を問わず学問の歴史的所産の蓄積を基礎として、その創見がはじめて自立しているといえましょう。したがって、テキストや一般普及書は別として、論文や著書の執筆に当たって他人の業績を引用することは必然であるといえるでしょう。

ところが、「引用」のスタイルは筆者によって実にまちまちであります。それが、ときには著作権侵害かどうかの境界線をめぐってトラブルの因となることもあります。

そこで執筆に当たっては、適切な「引用」とは何かを常に意識しておかねばならないわけです。では引用が許されるための条件とは何かについて、文化庁の見解に従って、以下に記述します。

著作権法では、その32条1項で、次のように定めています。

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」

- ① 引用として利用することができる著作物は、すでに公表されたものであること。
- ② その引用が公正な慣行に合致すること。

健全な社会通念で判断することですが、具体的には、自分の学説を展開し補強するために、他人の学説を引っ張ってきたり、他人の学説や考え方を論評するために、他人の文章を引っ張ってきたりする場合があります。しかし、引用に名を借りて、自己の著作物中に登場する必然性のない他人の著作物(文章、図表)を借用することは許されません。

- ③ 引用の方法は、言語の著作物であれば、引用文をカギカッコでくくって表示するなど、自己の文章との区別を図ること。(明瞭区分性)

引用対象の著作物が引用されているかどうか判然としない利用方法は、公正な慣行に合致するとはいえません。

- ④ 引用の目的上、正当な範囲内で行われること。

自分が作った著作物があくまで主体であって、引用されてくる他人の著作物は従たる存在でなくてはなりません。(主従の関係)

引用される著作物の分量はどの程度が適当でしょうか。何字以内とか、何行とか、何頁とかという規定があるわけではなく、どのような著作物をどのように引用するかによって具体的に違ってくることとなります。事柄の性質上、俳句や短歌のような短い文芸作品の場合は、一部分の引用は考え難く、全部の引用が可能であるといえるでしょう。しかし、学説や論文などの場合は、その全部を引く必要はなく、必要最小限度の範囲内に限られるといえます。

- ⑤ 著作権法 32 条の規定によって引用が認められる場合には、著作物を翻訳して引用することができる(43 条 2 号)。

ただし、翻案して引用することは認められていないので(43 条 1 号)、ダイジェスト引用はできず、著作権が及ばない程度の要旨引用にとどまるといえるでしょう。

- ⑥ 出所(出典)を明示すること。(後述 II 参照)

(以上、①～⑥の記述は、加戸守行『著作権法逐条講義』[著作権情報センター、六訂新版、2012 年]を参考にして記述。)

なお、上記①～⑥のほか、更に付言すれば、引用される著作者の名誉や声望を害する方法でその著作物を利用することは、著作者人格権を侵害する行為とみなされています(113 条 6 項)。例えば、著作者の旧説を引用してことさら論評することなどはこの例といえるでしょう。

II 出所(出典)の明示

著作権法 48 条では、「出所の明示」を定めています。つまり、引用する場合には、「著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」(1 項)とされています。

そして、出所の明示に当たっては、この明示によって著作者名が明らかになる場合(例えば、夏目漱石全集)及び無名の著作物の場合を除き、「当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない」(2 項)とされています。

- ① 合理的と認められる方法及び程度とは、一般的に利用される著作物が出所の明示によって特定されることが必要であり、少なくとも「著作物の題号」と「著作者名」の明示が必要であると一般的にはいわれています。

- ② 法律の分野において、どのような出所明示の方法が適当であるか、われわれ編集経験者の総力を結集して作成したのが、以下に記述した「法律文献等の出典の表示方法」です。

III インターネット文献

インターネットの急激な普及に伴って、著作物がデジタル化され、ネットワーク上に掲載されるとともに、それらの著作物(インターネット文献)が参考文献として引用されるケースが多くなってきています。しかし、インターネット文献は書籍と異なり修正が容易であることもあって更新されることが多く、また、その内容は必ずしも保証されておらず、信

用性・正確性などに疑義があるものも少なくありません。その表示についても、審議会の資料等のように印刷物として作成されたものを PDF ファイルにしたものなどを除くと、データに頁の概念がなく、頁表記ができないといった問題もあり、引用箇所を書籍の文献と同様に表記することができません。インターネット文献には、様々な形態があり、また想定していないようなものも出来ることでしょう。

このような中で統一した出典の表示の基準を設けるのは困難ですが、インターネット文献の著増の状況に鑑み、新たに「III デジタルコンテンツの表示」の項を設け、インターネット文献の表示方法(著者名、Web ページのタイトル、Web サイトの名称、作成者、アクセス年月日など)を掲げました。各位のご意見をいただき確たる基準を目指したいと思います。

法律文献等の出典の表示方法

I 文献の表示

1 雑誌論文

執筆者名「論文名」雑誌名 巻号 頁(発行年) 又は、巻号(発行年) 頁

例 ; ① 山口厚「刑法典—過去・現在とその課題」ジュリ 1348 号 2 頁以下(2008)

② 大村敦志「大きな公共性から小さな公共性へ—「憲法と民法」から出発して」法時 76 巻 2 号(2004)71 頁以下

注 ; 1) 当該論文のサブタイトルは、表示することが望ましい。

2) 特集題を表示するときは、末尾に()に入れて(特集 刑法典の 100 年)などと表示する。

3) 「」の中の鍵括弧は『』を使用してもよい。

4) 頁は「ページ」ではなく、「頁」と表示する。当該巻号の引用頁で表示するのを原則とするが、合本にした場合等で通し番号があるときは、それを表示してもよい。

5) 発行年は表示することが望ましい。和暦で表示してもよい。

6) 巻・号・頁は、「—」(ダッシュ) 又は「・」(ナカグロ) で略してもよい。例えば、国家 73—7=8—1

7) 再収録された論文集があるときは、その論文集名を掲げる。論文集等の発行所名、頁は、表示することが望ましい。例 ; 書名(発行所、発行年)所収、〇〇頁以下

8) 定期刊行物の略称は、27 頁以下に掲出¹⁾。

2 単行本

(1) 単独著書の場合

執筆者名『書名』頁(発行所、版表示、発行年) 又は、執筆者名『書名』(発行所、版表示、発行年) 頁

¹⁾ 本資料では省略されている。

例；塩野宏『行政法(1)行政法総論』121頁(有斐閣、第5版、2009)

注；1) 書名は、原則として『』で括弧のものとするが、「・」(ナカグロ)でもよい。例えば、塩野宏・行政法(1)(有斐閣、第5版、2009)121頁

- 2) 上記の例では、「行政法(1)」をタイトルに、「行政法総論」をサブタイトルにしているが、これらについては、本扉及び奥付に基づいて判断する。
- 3) シリーズ名、サブタイトル、発行所、発行年、原則として表示する。
- 4) 「第一巻」などの巻名は、原典通りとせず、(1)などと表示してもよい。
- 5) 「改訂版」「新版」等が、書名に表示されている場合は書名の一部として表示し、書名に表示されていない場合は、()内に表示する。なお、初版本については、版表示は表示しない。
- 6) (発行所、版表示、発行年)の順序については、(発行年、版表示、発行所)でもよい。

(2) 共著書の場合

共著者名『書名』頁[執筆者名](発行所、発行年)

例；小野昌延=松村信夫『新・不正競争防止法概説』91頁(青林書院、2011)

注；1) 出典表示の方法は**(1)単独著書の場合**を参照。

- 2) 共著者が3名以上の場合は、1名のみ表示し、その他の共著者名は「ほか」と表示する。
- 3) 共著者をつなぐ記号は、「・」(ナカグロ)でもよい。

(3) 編著書の場合(所収の論文表示を含む)

(a) 一般

執筆者名「論文名」編著者名『書名』頁(発行所、発行年)、又は編(著)者名『書名』頁[執筆者名](発行所、発行年)

例；① 岡部喜代子「共同相続財産の占有をめぐる諸問題」野田愛子ほか編『新家族法実務大系[3] 相続[1] 相続・遺産分割』137頁(新日本法規出版、2008)

② 遠藤浩=川井健編『民法基本判例集 第三版』255頁以下[遠藤](勁草書房、2010)

注；1) 出典表示の方法は**(1)単独著書の場合**を参照。

- 2) 編(著)者が3名以上の場合は、1名のみ表示し、その他の共著者名は「ほか」と表示する。

(b) 講座もの

執筆者名「論文名」編者名『書名』頁(発行所、発行年)

例；① 土井真一「日本国憲法と国民の司法参加—法の支配の担い手に関する覚書」土井真一編『岩波講座 憲法 4 変容する統治システム』235頁(岩波書店、2007)

② 梶村太市「和解・調停と要件事実」『民事要件事実講座(2)—総論(2)』210頁(青林書院、2005)

- 注；1) 出典表示の方法は、**1 雑誌論文**を参照。
- 2) 執筆者と編者が同一のときは、後の方を省略する。(例②参照)。
- 3) 「編者代表」、「編著」は(編)と、「監修」は(監)と略してもよい。
- 4) 第1巻・第2巻、上巻・下巻等は原典のままの表示が望ましいが、(1)・(2)、(上)・(下)と表示してもよい。
- 5) 書名につける『 』はなくてもよい。その場合、編者名と書名の間は「・」(ナカグロ)でつなぐ。

(c) コンメンタール

編者『書名』頁[執筆者名](発行所、版表示、発行年)、又は、執筆者名『書名』頁[編者名](発行所、版表示、発行年)

例；① 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 6—新株予約権 § § 236-294』16頁[江頭憲治郎](商事法務、2009) 又は、

② 江頭憲治郎『会社法コンメンタール 6—新株予約権 § § 236-294』16頁[江頭憲治郎](商事法務、2009)

注；なお、以上のほか、**(1) 単独著書の場合**を参照。

(d) 記念論文集

執筆者名「論文名」献呈名『書名』頁(発行所、発行年)

例；平井宜雄「債権者代位権の理論的位置—解約返戻金支払請求権の差押および代位請求を手がかりとして」加藤一郎先生古稀記念『現代社会と民法学の動向[下]—民法一般』223頁(有斐閣、1992)

注；1) 献呈名は、加藤一郎古稀のように略して表示してもよい。

2) なお、最近の記念論文集には献呈名を表示しないものもある。その場合は、**(b) 講座もの**の出典の表示方法による。

(4) 翻訳書の場合

原著者名(訳者名)『書名』頁(発行所、発行年)

例；オッコー・ベーレンツ著(河上正二訳)『歴史の中の民法—ローマ法との対話』73頁(日本評論社、平13)

注；出典の表示方法は、**(1) 単独著書の場合**を参照。

3 判例研究

(1) 雑誌の場合

執筆者名「判批」雑誌名 巻 号 頁(発行年)、又は、巻 号 (発行年) 頁

例；高部眞規子「判批」金法 1897号 26頁(2010)

注；1) 「判例批評」「判例研究」等の判例研究の表示方法には、上記のほか、原典どおりにタイトルを表示する方法、「高部眞規子・金法 1897号 26頁」のような、著

者名と出典のみを掲げる方法などがある。

2) 「判例解説」(最高裁調査官解説)の場合は「判解」としてもよい。

(2) 単行本の場合

執筆者名『書名』事件、又は、頁(発行所、発行年)

例；東京・大阪医療訴訟研究会編著『医療訴訟ケースファイル Vol.3』127頁(凡例タイムズ社、2010)

注；判民、商判研、最判解説のような略語を使用してもよい。

4 座談会等

出席者ほか「テーマ」雑誌名(書名) 巻 号 頁[○○発言](発行年)、又は、巻 号 (発行年) 頁[○○発言]

例；綿貫芳源ほか「行政事件訴訟法を見直す(下)」自研 76 巻 6 号 18 頁[園部発言](平 12)

5 その他(文中の表記)

(1) 前掲文献の扱い

例；中山・前掲注(20)240 頁

注；前掲(又は前出)の場合は、単行本及び論文ともに初出の注番号を必ず表示する。

なお、当該執筆者の文献が同一の(注)のなかで複数引用されている場合には、下記いずれかの表示方法をとる。

(a) 論文の場合

該当の雑誌名だけを表示するのを原則とする。ただし、論文のタイトルの略表示を用いてもよい(特に、連載論文の場合、この用法が分りやすい)。巻、号等は省略する。

例；(16) 碓井光明「行政上の義務履行確保<総会報告>(第 60 回総会行政の実効性確保)」公法 58 号 141 頁(1996) → 碓井・前掲注 (16)141 頁

(b) 単行本の場合

例；(30) 菅野和夫『労働法 第九版(法律学講座双書)』(弘文堂、2010)374 頁 → 菅野・前掲注 (30) 374 頁

(2) 注番号の扱い

注番号は、(a)(b)の方法を参考に、通し番号で表示する。

(a) 講座論文、雑誌論文の場合

同一論文中は、通し番号とする。ただし、長論文の場合は、(b)による。

(b) モノグラフの場合(雑誌連載、単行本とも)

編、章又は節のような大見出しごとの通し番号とする。

II 判例、先例、通達の表示

1 判例

最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁

福岡高宮崎支判平 22・1・29 金判 1349・49

大判大 12・4・30 刑集 2 卷 378 頁

注；1) 頁は、原則としてその判示事項や囲み解説なども含めて当該判例が掲載されている初出の頁を表示する。ただし、関連事件や参考下級審判例など、まとめて複数の判例を掲載している場合、2 つ目以降に掲げられている判例を指すときは、その判例の初出の頁を表示する。

2) 特に該当部分を引用する場合は、その頁を[](キッコウ)で囲むか、読点(、)を付し連記して表示する。

例；最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁[12 頁]

3) 引用頁の表示は、その判例集の通しの頁とする。

4) 最高裁の大法廷判決については「最大判」と表示し、小法廷判決については「最判」(小法廷を表記する場合は「最○小判」)と表示する。なお、旧大審院の連合部判決については、大連判と表示し、その他は大判と表示する。

5) 年・月・日及び巻・号・頁は「・」(ナカグロ)で表示してもよい。

6) 縦組みの場合には、原則として、漢数字を用いるが、年・月・日はアラビア数字で表示してもよい。

2 先例、通達

平 23・9・12 法務省民一 2426 号民事局民事第一課長回答(戸籍 863・83)

III デジタルコンテンツの表示

1 頁概念があるもののうち DVD など閉鎖型の文献の場合

書籍を DVD や CD-ROM 媒体に格納したものなど、頁イメージを有する文献を引用する場合は、書籍一般の原則に従い、文献自体に表示されているタイトル、頁数等を表示する。

2 頁概念があるもののうち開放型の文献の場合

最初から Web 上で発表されている、頁イメージを有しない文献を引用する場合は、URL を表示し、末尾に()でアクセス確認した日付を表示する。

例；法律編集者懇話会、「法律文献等の出典の表示方法 [2013 年版]」、法教育支援センター、<http://www.houkyouikushien.or.jp/katsudo/pdf/horitsu.pdf>, (2014.03.14)

注；Web サイトの名称が著者名と同一の場合は省略してもよい。

3 頁概念のない Web サイト、データベースなどの場合

Web サイト、データベースによってはタイトルがはっきりしないことが少なくなく、特定に配慮する必要がある。それらのタイトルについては、著者、サイトの制作者等に照会して確認することが望ましい。

例；参議院、「参議院審議概要 第 162 回国会【常会】委員会及び調査会等の審議概要一法務委員会」、http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/1771774103.pdf, (2013.11.06)

IV 法令名の略語

各年版の総合六法全書(三省堂、有斐閣)の法令名略語に依拠した。

あ 行

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 人種差別撤廃約
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 育児介護
意匠法 意匠
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 一般法人

か 行

外国為替及び外国貿易法 外為
介護保険法 介保
会社計算規則 会社計算
会社更生法 会更
会社更生法施行規則 会更規
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 労働契約承継
会社法 会社
会社法施行規則 会社規
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 会社法整備
覚せい剤取締法 覚せい剤
確定拠出年金法 確定拠出
貸金業法 貸金業
家事事件手続規則 家事規
家事事件手続法 家事

...

ら 行

利息制限法 利息
領海及び接続水域に関する法律 領海

...

労働審判法 労審 (以下、省略)

修士論文表紙の書式

表 紙

麗澤大学大学院
令和〇年度 修 士 論 文

論 文 題 目

〇〇〇〇研究科〇〇〇〇〇専攻
学籍番号 1060000000 氏 名
指 導 教 員 氏 名

目 次
本 文
参 考 文 献 一 覧
裏 表 紙

表紙は、上記の書式にしたがって作成してください。

具体的な仕様は次頁を参照のこと。

麗澤大学大学院
令和〇〇年度 修士論文

(トップ 2 行に上記の内容、22 ポイント、中央揃え、行間 1 行に設定)

(4 行空けて、5 行目からタイトル、22 ポイント、左揃え)

道德教育における「自覚」概念の研究

(当該頁の最後の 3 行に以下の内容、20 ポイント、左揃え)

学校教育研究科 道德教育専攻

学籍番号 1060000000 ○○ ○○ (←氏名)

指導教員 ○○ ○○ 教授

修士論文に添付される「論文要旨」について

修士論文の提出の際には、その要旨を添付してください(以下、「論文要旨」という)。論文要旨については、当面以下の体裁で作成する。

論文要旨の字数制限…A4 両面印刷で 4～6 頁を標準とする。

要旨のフォント、ポイント等について…本文中の日本語表記については修士論文と同様の MS 明朝体、11 ポイントを原則とする。年数、数値、英語表記等についても修士論文に準じ、センチュリーなど適切なものを選び、統一する。論文タイトルの 1 行下に「(論文要旨)」を表記すること(次頁参照)。

参考文献…主要な文献 10 編前後を記載することとする。著者又は編集者『書名』出版社、出版年という表記を基本形として、欧文、邦文文献別に整理し、書籍(『書名』)、専門誌掲載論文(「論文名」)等が分かるように記載する。なお、書籍の部、論文の部という区分を設ける必要ない。

麗澤大学大学院
令和〇〇年度 修士論文

(トップ 2 行に上記の内容、22 ポイント、中央揃え、行間 1 行に設定)

(4 行空けて、5 行目からタイトル、22 ポイント、左揃え)

道德教育における「自覚」概念の研究
(論文要旨)

(ほぼ中央に位置するように)

(当該頁の最後の 3 行に以下の内容、20 ポイント、左揃え)

学校教育研究科 道德教育専攻

学籍番号 1060000000 ○○ ○○ (←氏名)

指導教員 ○○ ○○ 教授